平成２２年（フ）第１０１３号
横浜市南区中村町５丁目316番地２　中村町南住宅407号室
債務者　安武浩一郎
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２５５号
横浜市保土ヶ谷区上星川３丁目21番２－901号
債務者　矢野　由雄
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４３号
神奈川県藤沢市善行団地４番８－302号
債務者　加藤　照美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６３号
神奈川県鎌倉市大船1923番地　大津アパート２Ｆ左
債務者　鈴木　信之
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７９号
横浜市泉区弥生台10番地の10　ロイヤルハイツ弥生台404
債務者　廣松　祐子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１３号
横浜市港北区日吉本町５丁目22番３号　鯛ヶ崎パークヒルズ101号
債務者　小垣　栄子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３４号
横浜市鶴見区鶴見中央５丁目７番８号
債務者　古川　涼子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５９号
神奈川県藤沢市藤沢66番地　ハイツ姫田102
債務者　齋藤　美樹（旧姓日比）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１５号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　29―107
債務者　竹中　　功
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６１６号
横浜市都筑区勝田町266番地の１　29―107
債務者　竹中　節子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３６号
横浜市神奈川区平川町６番地６
債務者　笠原　幸生
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４７号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番７―502号
債務者　美濃部美知子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第５９号
千葉県八街市八街い183番地10、住民票上の住所千葉県八街市八街ほ225番地
破産者　佐藤　正留
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１３号
千葉県佐倉市宮ノ台４－７－14、住民票上の住所千葉県八街市文違２番地74
破産者　吉岡　亮二
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１８号
千葉県八街市朝日87番地16
破産者　有限会社小泉精密研究所
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４１９号
千葉県八街市八街に193番地125、前住所千葉県八街市朝日87番地16
破産者　小泉　清一
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３号
福岡県柳川市三橋町白鳥312番地
破産者　有限会社三橋鉄工所
1　決定年月日　平成22年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係